# 给良中央地区合併協議会 第20回会議



花見客でにぎわう「丸岡公園」



平成16年3月7日 第3回黄金の郷「山ヶ野史跡めぐりウォーキング」

平成16年3月11日(木)午後1時30分 国分シビックセンター多目的ホール

# 第20回姶良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成16年3月11日 (木) 午後1時30分から 場所 国分シビックセンター多目的ホール

1	開会
2	会長あいさつ
3	諸般の報告
4	議事
	(継続協議事項) (第20回資料)
	(1) 協議第45号-2 上・下水道【水道】の取扱いについて(協定項目25-19-①) · · · 別冊 2
	(前回提案された事項) (第19回資料)
	(2) 協議第39号 農林水産関係事業【農業】の取扱いについて(協定項目25-16-①) 別冊1
	(3) 協議第48号 一般職の職員の身分の取扱いについて(協定項目11) 別冊 2
	(4) 協議第49号 町名・字名の取扱いについて(協定項目19)別冊3
	(5) 協議第50号 その他事業【指定金融機関等】の取扱いについて(協定項目25-27-①)
5	次回の協議事項について
	(提案説明) (第 <b>20</b> 回資料)
	(1) 協議第51号 学校教育事業の取扱いについて(協定項目25-20) 別冊1
6	
	・ 次回の会議日程等について
7	閉会

# 諸 般 の 報 告 (協議会の行事や事務局の動き) 第20回協議会

期日	内容	備考
	第19回協議会 13:30 多目的ホール	総務班
	第13回議会議員の定数及び任期検討小委員会 10:00 多目的ホール	調整班
2月26日(木)	消防防災分科会 9:30 国分市	
	健康分科会 16:00 国分市	
9 F 97 F (^)	人事分科会 9:30 国分市	調整班
2月27日(金)	新市まちづくり計画を事前協議のため県知事に提出	計画班
	総務専門部会 13:00 国分市	=III #/4 * I *
3月1日(月)	水道分科会 13:30 隼人町	調整班
<b>9</b> E 9 E (4)	電算分科会 13:30 国分市	⇒¤ #k +l+
3月3日(水)	シルバー人材分科会 14:00 隼人町	調整班
0 U 5 U (A)	第20回幹事会 13:30 多目的ホール	総務班
3月 5日(金)	第三セクター分科会 10:00 霧島町	調整班
3月 9日 (金)	消防組合合同会議 14:00 国分市	調整班
	第20回協議会 13:30 多目的ホール	総務班
3月11日(木)	第14回議会議員の定数及び任期検討小委員会10:00多目的ホール	調整班
	選挙分科会 9:30 牧園町	

## <今後の予定>

	電算業務リーダーヒアリング 10:00 国分市	調整班					
3月12日(金)	分科会長会 14:00 国分市						
3月16日(火)	総務分科会 13:30 国分市	調整班					
9 H 10 H (+)	第21回幹事会 13:30 多目的ホール	総務班					
3月18日(木)	消防防災分科会 9:00 国分市						
	住民専門部会(環境・一組関係)13:30 国分市	⇒¤ ±k *I*					
3月23日(火)	消防団長会 17:00 国分市	調整班					
	総務分科会 9:30 国分市	調整班					
3月24日(水)	総務専門部会 13:30 国分市						
0.0000	第21回協議会 13:30 多目的ホール	総務班					
3月25日(木)	人事分科会 9:30 国分市	調整班					

#### 上・下水道事業【水道】の取扱いについて(協定項目25-19-①)

上・下水道事業【水道】の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 上水道・簡易水道事業の認可については、合併の日に事業廃止の届出をし、同時に 新市として現行のとおり創設認可を受ける。また、中・長期事業計画のうち、継続事 業は現行のとおり新市に引き継ぎ、新規事業は新市において調整する。
- 2 国分市、溝辺町及び隼人町の上水道事業は、合併と同時に統合する。また、横川町、牧園町、霧島町、福山町及び隼人町がそれぞれ管理する簡易水道事業については、合併と同時に地方公営企業法を適用し、簡易水道事業会計(公営企業会計)として会計方式を統一する。
- 3 上水道・簡易水道料金については、新市において5年間で統一する。なお、メーター使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において5年後廃止する 方向で調整する。
- 4 上水道・簡易水道関係手数料については、合併までに調整する。
- 5 上水道・簡易水道加入金については、合併までに調整する。
- 6 開発負担金等については、合併までに調整する。
- 7 工業用水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

平成16年3月11日提出

始良中央地区合併協議会 会 長 鶴丸明人

#### 【修正前】

- 1 <u>国分市、溝辺町及び隼人町の上水道事業は、合併と同時に統合する。また、横川町、牧園町、霧島町、福山町及び隼人町の簡易水道事業は、地方公営企業法を適用した上で、簡易水道事業会計(公営企業会計)とし、新市において統合する。</u>
- 2 上水道・簡易水道事業については、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。な お、既事業計画については新市において調整する。水道事業認可については、現行の とおり新市創設認可を受けることとし、新市において整備計画を策定する。

#### 【修正後】

- 1 上水道・簡易水道事業の認可については、合併の日に事業廃止の届出をし、同時に 新市として現行のとおり創設認可を受ける。また、中・長期事業計画のうち、継続事 業は現行のとおり新市に引き継ぎ、新規事業は新市において調整する。
- 2 国分市、溝辺町及び隼人町の上水道事業は、合併と同時に統合する。また、横川 町、牧園町、霧島町、福山町及び隼人町がそれぞれ管理する簡易水道事業について は、合併と同時に地方公営企業法を適用し、簡易水道事業会計(公営企業会計)として会計方式を統一する。

水道総括表

							姶良中	央地区征	合併協議会 調整内容					
	協議項目			上・	下水道	事業			関係項目					
	項目			事	業実施市	可町			調整の内容	備考				
	<b>切</b> 口	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	調金の行合	佣石				
1	上水道・簡易水道事業	0	0	0	0	0	0	0	上水道・簡易水道事業の認可については、合併の日に事業廃止の届出をし、 同時に新市として現行のとおり創設認可を受ける。また、中・長期事業計画の うち、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぎ、新規事業は新市において調整 する。					
2	公営企業法適用と会計 の一元化	0	0	0	0	0	0	0	国分市、溝辺町及び隼人町の上水道事業は、合併と同時に統合する。また、横川町、牧園町、霧島町、福山町及び隼人町がそれぞれ管理する簡易水道事業については、合併と同時に地方公営企業法を適用し、簡易水道事業会計(公営企業会計)として会計方式を統一する。					
3	水道料金	0	0	0	0	0	0	0	上水道・簡易水道料金については、新市において5年間で統一する。なお、 メーター使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において5年 後廃止する方向で調整する。					
4	水道関係手数料	0	0	0	0	0	0	0	上水道・簡易水道関係手数料については、合併までに調整する。					
5	水道加入金	0	0	0	0	0	0	0	上水道・簡易水道加入金については、合併までに調整する。					
6	開発負担金等	0	0		0	0	0	0	開発負担金等については、合併までに調整する。					
7	工業用水道事業	0							工業用水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	_				

参考資料

## 姶良中央地区合併協議会の調整内容

協議事項	25-19 水道関係事業	関係項目	1. 上水道・簡易水道事業
調整の内容		、合併の日に事業廃止の届出をし、同時に新市 のとおり新市に引き継ぎ、新規事業は新市にお	「として現行のとおり創設認可を受ける。また、 らいて調整する。

			各市町	の現						
国分市		溝辺町			横川町		牧園町			
事業計画(単位;千円)		事業計画(単位;千円)		事業	<b>詳計画(単位;千円)</b>		事第	<b>詳計画(単位;千円)</b>		
○ 配水管敷設替等	1, 020, 000	○ 配水管布設及び更新	157, 000	$\bigcirc$	山ヶ野地区簡水整備事業	150,000	$\circ$	中央監視システム整備	30,000	
○ 重久水系更新	335, 000	○ 第2水源池ポンプ更新	25, 000	$\bigcirc$	野坂・横伏地区 ″	200,000	$\bigcirc$	GIS整備事業	25,000	
○ 台明寺浄水場設備更新	600, 000	○ 配水管敷設替	296, 500	$\bigcirc$	高木地区飲料水供給施設整備	45,000	$\bigcirc$	三体配水池改修事業	20,000	
○ 敷根水系更新	50, 000	○ 送水管敷設替	10,000	$\bigcirc$	中央地区送水管種改良	30,000	$\bigcirc$	飲用水供給施設整備事業	10,000	
				$\bigcirc$	中央地区配水管種改良	25,000	$\bigcirc$	麓地区簡易水道整備事業	7, 000	
				$\bigcirc$	東部地区水量拡張事業	15,000	$\bigcirc$	雑用水施設整備事業	30, 000	
				$\bigcirc$	丸岡地区水量拡張事業	35,000	$\bigcirc$	寺原地区簡易水道整備事業	40,000	
				$\bigcirc$	GIS整備事業	20,000	$\bigcirc$	高千穂地区簡易水道整備	70,000	
			_				$\bigcirc$	麓地区簡易水道整備	30,000	
合計	2, 005, 000	合計	488, 500		合計	520,000		合計	262, 000	
							<u> </u>			

			各市町				
国分市		溝辺町		横川町		牧園	町
上水道事業		上水道事業		上水道事業		上水道事業	
○基本計画		○基本計画		該当なし		該当なし	
給水人口	62,000人	給水人口	10,500人				
給水区域面積	<b>33. 4k</b> m²	給水区域面積	<b>36. 75</b> km²				
一人一日最大給水量	<b>545</b> ℓ	一人一日最大給水量	<b>536</b> ℓ				
一日最大給水量	<b>33, 800</b> m <sup>3</sup>	一日最大給水量	<b>5, 630</b> m³				
○実績		○実績					
一人一日最大給水量	$485\ell$	一人一日最大給水量	<b>648</b> 0				
一日最大給水量	<b>24, 178</b> m <sup>3</sup>	一日最大給水量	<b>4, 500</b> m <sup>3</sup>				
						簡易水道事業	
簡易水道事業		簡易水道事業		簡易水道事業		麓地区	
春山簡易水道事業		該当なし		中央地区		計画給水人口	4,360人
計画給水人口	200人			計画給水人口	3,510人	現在給水人口	2, 483人
現在給水人口	118人			現在給水人口	3, 464人	高千穂地区	
木原簡易水道事業				東部地区		計画給水人口	3,250人
計画給水人口	830人			計画給水人口	700人	現在給水人口	3,634人
現在給水人口	303人			現在給水人口	577人	中津川地区	
				西部地区		計画給水人口	1,500人
				計画給水人口	340人	現在給水人口	985人
				現在給水人口	303人	万膳地区	
						計画給水人口	1,000人
				営農飲雑用水		現在給水人口	699人
				柿木地区		三体浅谷地区	
				計画給水人口	370人	計画給水人口	1,310人
				現在給水人口	358人	現在給水人口	572人
				南部地区		寺原地区	
				計画給水人口	230人	計画給水人口	819人
				現在給水人口	160人	現在給水人口	334人
				上ノ地区		宇都口地区	
				計画給水人口	230人	計画給水人口	230人
				現在給水人口	249人	現在給水人口	84人
						妙見安楽地区	
						計画給水人口	250人
						現在給水人口	202人

協議事項	25-19 水道関係事業	関係項目	1. 上水道・簡易水道事業
調整の内容		、合併の日に事業廃止の届出をし、同時に新市 のとおり新市に引き継ぎ、新規事業は新市にお	iとして現行のとおり創設認可を受ける。また、 おいて調整する。

			各市町	- の現況		
霧島町		隼人町	福山町		調整の具体的内容	
事業計画(単位;千円)		事業計画(単位;千円)		事業計画(単位;千円)		上水道・簡易水道事業の認可については、
○ 配水管布設及び更新	100,000	○ 配水管敷設替	750, 000	○ 福山小河原水源確保事業	10,000	合併の日に事業廃止の届出をし、同時に新市
〇 武床地区改修	20,000	○ 配水管新設	750, 000	○ 水道台帳整備	25,000	として現行のとおり創設認可を受ける。また、
○ 千滝水源送水管敷設替	60,000	○ 隼人ガーデンシティ事業	430, 000	○ 集中監視設備整備	6,000	中・長期事業計画のうち、継続事業は現行の
○ 水道施設ポンプ改修	20,000	〇 浜之市都市計画事業	224, 900	○ 浄水設備整備(補助)	180, 000	とおり新市に引き継ぎ、新規事業は新市にお
○ テレメータ施設修理改良	15,000	○ 第9次拡張事業	371, 000	○ 浄水設備整備(単独)	80,000	いて調整する。
		○ 配水池築造・改修	921, 590	〇 給水地区拡張事業	33, 000	
		○ 送水管敷設替	230, 000	○ 福山地区配水管改修	50,000	
		○ 大津浄水場改修	873, 000	○ 川路原地区施設改修	30,000	
		○ 第10次拡張事業	430, 000	○ 牧之原地区水道本管改修	15, 000	
合計	215, 000	合計	4, 980, 490	合計	429, 000	

			各市町	 の現況		
霧島町		隼人町		福山町		調整の具体的内容
上水道事業		上水道事業		上水道事業		
該当なし		○基本計画		該当なし		
		給水人口	42,960人			
		給水区域面積	<b>36. 64</b> km²			
		一人一日最大給水量	<b>543</b> ℓ	簡易水道事業		
		一日最大給水量	<b>24, 500</b> m <sup>3</sup>	福山地区		
		○実績		計画給水人口	2,000人	
		一人一日最大給水量	<b>442</b> 0	現在給水人口	1,568人	
		一日最大給水量	<b>16, 068</b> m <sup>3</sup>	牧之原地区		
				計画給水人口	4, 200人	
簡易水道事業		簡易水道事業		現在給水人口	3, 348人	
2地区		1 地区		比曽木野地区		
計画給水人口	5, 380人	計画給水人口	400人	計画給水人口	140人	
現在給水人口	5, 112人	現在給水人口	332人	現在給水人口	52人	
				牧野地区		
				計画給水人口	240人	
				現在給水人口	221人	
				新原地区		
				計画給水人口	400人	
				現在給水人口	174人	
				川路原地区		
				計画給水人口	400人	
				現在給水人口	178人	
				池之谷地区		
				計画給水人口	295人	
				現在給水人口	256人	
				飲料水供給施設		
				福沢地区		
				現在給水人口	13人	

# 長期計画調査票(集計)

(単位:千円)

** ***素色******************************															( <u>単位:十円)</u>
日本大学教験等等		事業名	実施年度	新規・継続	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
2         事本人未気無折         説前 マー 担20         継続         35,000         100,000         100,000         150,00		国分市													
3 合物等赤木緑松供食物   18 × 12   18 対数   15 0.000	1	配水管敷設替等	従前 ~ H	26 継続	120,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,020,000
***   *	2	重久水系更新	従前 ~ H	20 継続	35,000	100,000	100,000	100,000							335,000
大学学・大学学・大学学   17   18   18   18   18   18   18   18	3	台明寺浄水場設備更新	H18 ~ H	21 新規		150,000	150,000	150,000	150,000						600,000
日本の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表	4	敷根水系更新	H22 ~ H	22 新規						50,000					50,000
2 第2米源地州ンブ奥朝 177         新規 25,000         14,000         27,000         24,000         18,750         19,000         10,000         10,000         10,000         10,000         10,000         10,000         10,000         10,000         10,000		溝辺町											国分	市計	2,005,000
3   株理学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学	1	配水管布設及び更新	従前 ~ H	26 継続	16,000	16,000	20,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	157,000
4 配料理率に込めた場合。	2	第2水源地ポンプ更新	H17	新規	25,000										25,000
5   送入幣布款替え300m   118   118   118   118   110   1	3	改良工事に伴う配水管布設替え	従前 ~ H	26 継続	20,000	41,000	27,000	24,000	18,750	18,750	18,750	18,750	18,750	18,750	224,500
本の表情を表現	4	都市計画事業による配水管布設	従前 ~ H	19 継続	24,000	24,000	24,000								72,000
日本音音音音音   接前   本記音音音音   接前   本   日本音音音音   接続   表示   日本音音音音音   表示   日本音音音音   表示   日本音音音音   表示   日本音音音音   表示   日本音音音音   表示   日本音音音音   日本音音音音音   日本音音音音   日本音音音音音   日本音音音音音   日本音音音音   日本音音音音音   日本音音音音音音音音音音	5	送水管布設替え300m	H18	新規		10,000									10,000
2       新設配水管布設       H17       ~ H26       新規       50,000       50,000       50,000       100,000       100,000       100,000       100,000       100,000       100,000       100,000       750,000         3       集人ガーデンシティ事業       H17       ~ H18       新規       160,000       270,000       23,100       23		隼人町											溝辺	町計	488,500
3	1	配水管布設替	従前 ~ H	26 継続	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	750,000
4       流之市都市計画事業       H17 マー・ 新規       17,000       23,100       371,000         6       配水池業進及び改修 別7 マ 財務       H17 マ H18       新規       15,000       190,000       200,000       80,000       100,000       150,000       150,000       150,000       150,000       200,000       200,000       230,000       150,000       150,000       150,000       150,000       200,000       200,000       430,000       430,000       150,000       150,000       150,000       200,000       200,000       430,000       430,000       150,000       150,000       150,000       200,000       200,000       430,000       430,000       400,000       400,000       400,000       400,000       400,000       400,000       400,000       400,000       400,000       400,000       400,000       400,000       400,000       400,000       400,000       400,000       400,000       400,000	2	新設配水管布設	H17 ~ H	26 新規	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	750,000
5         第9次抗張事業         H15 ~ H18         継続         210,000         161,000         回り         回り         回り         回り         同り         371,000         921,590         日本の         四十二         日本の         日本のの         日本のの         日本のの         日本のの         日本のの         日本ののの         日本ののの         日本ののの         日本ののの         日本のののの         日本のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	3	隼人ガーデンシティ事業	H17 ~ H	18 新規	160,000	270,000									430,000
6 配氷池築造及び吹棒 相7 ~ 相2 新規 15,000 190,000 200,000 203,240 86,350 127,000 100,000	4	浜之市都市計画事業	H17 ~	新規	17,000	23,100	23,100	23,100	23,100	23,100	23,100	23,100	23,100	23,100	224,900
7       送水管布設替       H17 ~ H18       新規       115,000       115,000       80,000       80,000       100,000       150,000       150,000       150,000       150,000       150,000       200,000       200,000       430,000         9       第10次拡張事業       H24 ~ H27       新規       100,000       100,000       150,000       150,000       150,000       200,000       200,000       430,000         1       中央監視システム整備事業       H17 ~ H17       新規       30,000       100,000 <td< td=""><td>5</td><td>第9次拡張事業</td><td>H15 ~ H</td><td>18 継続</td><td>210,000</td><td>161,000</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>371,000</td></td<>	5	第9次拡張事業	H15 ~ H	18 継続	210,000	161,000									371,000
8       大津浄水場吹修       H16 ~ H24       継続       63,000       100,000       80,000       100,000       150,000       150,000       150,000       200,000       200,000       430,000         9       第10次批議事業       H24 ~ H27       新規       一       一       一       一       一       100,000       150,000       150,000       200,000       200,000       430,000         1       中央監視システム整備事業       H17 ~ H17       新規       30,000       一       一       一       一       一       上       上       上       100,000       150,000       150,000       200,000       430,000       430,000       430,000       150,00	6	配水池築造及び改修	H17 ~ H	23 新規	15,000	190,000	200,000	203,240	86,350	127,000	100,000				921,590
9       第10次拡張事業       H24 ~ H27       新規       四       回       回       回       30,000       200,000       200,000       430,000         **** 牧園町       中央監視システム整備事業       H17 ~ H17       新規       30,000       日本	7	送水管布設替	H17 ~ H	18 新規	115,000	115,000									230,000
大牧園町   作人町計   4,980,490   1 中央監視システム整備事業   H17 ~ H17   新規   30,000   1   1   10,000   1   10,000   1   1   10,000   1   10,000   1   1   10,000   1   1   10,000   1   1   10,000   1   1   10,000   1   10,000   1   1   10,000   1   1	8	大津浄水場改修	H16 ~ H	24 継続	63,000	100,000	80,000	80,000	100,000	150,000	150,000	150,000			873,000
1 中央監視システム整備事業 H17 ~ H17       新規       30,000       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       30,000       1       30,000       1       25,000       25,000       25,000       25,000       1       20,000       1       20,000       20,000       20,000       1       10,000       1	9	第10次拡張事業	H24 ~ H	27 新規								30,000	200,000	200,000	430,000
2       水道GIS整備事業       H17 ~ H17       新規       25,000            25,000         25,000         20,000         20,000         20,000         20,000          20,000          10,000            10,000            10,000            10,000           7,000           7,000           7,000           30,000           40,000         40,000          70,000        70,000         70,000         70,000         70,000         70,000         70,000         70,000           70,000		牧園町											隼人	町計	4,980,490
3 三体配水池改修工事       H17 ~ H17       新規       20,000       10,000 </td <td>1</td> <td>中央監視システム整備事業</td> <td>H17 ~ H</td> <td>17 新規</td> <td>30,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>30,000</td>	1	中央監視システム整備事業	H17 ~ H	17 新規	30,000										30,000
4 飲料水供給施設整備事業       H18 ~ H18       新規       10,000	2	水道GIS整備事業	H17 ~ H	17 新規	25,000										25,000
5 簡易水道整備事業(麓地区)       H18 ~ H18       新規       7,000       1       1       7,000       1       7,000       1       30,000       1       30,000       1       30,000       1       30,000       1       30,000       1       40,000       1       40,000       1       40,000       1       40,000       1       40,000       1       70,000	3	三体配水池改修工事	H17 ~ H	17 新規	20,000										20,000
6       雑用水施設整備事業       H19 ~ H19       新規       30,000       30,000       30,000       30,000       40,000       40,000       40,000       40,000       70,000	4	飲料水供給施設整備事業	H18 ~ H	18 新規		10,000									10,000
7 簡易水道整備事業(寺原地区)       H19 ~ H19       新規       40,000       100       <	5	簡易水道整備事業(麓地区)	H18 ~ H	18 新規		7,000									7,000
8 高千穂地区簡易水道整備事業 H20 ~ H20 新規 70,000 70,000 70,000	6	雑用水施設整備事業	H19 ~ H	19 新規			30,000								30,000
	7	簡易水道整備事業(寺原地区)	H19 ~ H	19 新規			40,000								40,000
9 麓地区簡易水道整備事業 H26 ~ H26 新規 30,000 30,000	8	高千穂地区簡易水道整備事業	H20 ∼ H	20 新規				70,000							70,000
	9	麓地区簡易水道整備事業	H26 ~ H	26 新規										30,000	30,000

# 長期計画調査票(集計)

(単位:千円)

事業名     実施年度     新規・継続     17年度     18年度     19年度     20年度     21年度     22年度     23年度     24年度     25年度     26年度       福山町     1 福山小河原水源確保事業     H17 ~ H17     新規     10,000	合計 262,000 10,000 25,000 6,000 180,000
1 福山小河原水源確保事業     H17 ~ H17     新規     10,000       2 水道台帳整備事業     H17 ~ H19     新規     5,000     10,000       3 集中監視設備整備事業     H17 ~ H17     新規     6,000	10,000 25,000 6,000
2     水道台帳整備事業     H17 ~ H19     新規     5,000     10,000     10,000       3     集中監視設備整備事業     H17 ~ H17     新規     6,000	25,000 6,000
3 集中監視設備整備事業 H17 ~ H17 新規 6,000	6,000
4     净水設備整備事業(補助)     H18 ~ H20     新規     80,000     50,000     50,000	180,000
5     净水設備整備事業(単独)     H21 ~ H21     新規	80,000
6 給水区域拡張事業 H18 ~ H21 新規 10,000 9,000 7,000 7,000	33,000
7 福山地区配水管改修事業 H22 ~ H23 新規 20,000 30,000	50,000
8 川路原地区施設改修事業 H24 ~ H24 新規       30,000	30,000
9     故之原地区水道本管改修事業     H24 ~ H26     新規     5,000     5,000	15,000
霧島町福山町計	429,000
1 配水管布設及び更新 H17 ~ H26 新規 10,000 10,	100,000
2     武床地区改修工事     H18     ~ H18     新規     20,000	20,000
3   千滝水源送水管布設替   H19 ~ H23   新規   10,000   10,000   10,000   10,000   10,000   10,000   10,000	60,000
4 水道施設ポンプ改修工事     H18 ~ H26     新規     10,000	20,000
5     テレメーター施設修理改良     H18 ~ H20     新規     5,000     5,000     5,000	15,000
横川町	215,000
1 簡水整備事業(山ヶ野地区) H18 ~ H19 新規 70,000 80,000	150,000
2     簡水整備事業(野坂・横伏敷地区)     H22 ~ H24     新規     50,000     90,000     60,000	200,000
3 mxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx	45,000
4 送水管種改良(中央地区)     H24 ~     新規	30,000
5     配水管種改良(中央地区)     H26 ~     新規	25,000
6     水量拡張(東部地区)     H18 ~     新規     15,000	15,000
7 水量拡張(丸岡地区) H17 ~ 新規 35,000	35,000
8 GIS整備 H17 ~ H21 新規 4,000 4,000 4,000 4,000 4,000 (1,000 4	20,000
横川町計	520,000
合計     1,065,000     1,661,100     1,072,100     951,340     704,200     773,850     746,850     671,850     616,850     636,850	8,899,990

協議事項	25-19 水道関係事業	関 係 項 目	2. 公営企業法適用と会計の一元化
調整の内容			園町、霧島町、福山町及び隼人町がそれぞれ管 † (公営企業会計) として会計方式を統一する。

	各市町	「の現況	
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
水道の種類	水道の種類	水道の種類	水道の種類
上水道	上水道		
簡易水道		簡易水道	簡易水道
会計の種類	会計の種類	会計の種類	会計の種類
水道事業会計	水道事業会計	簡易水道	簡易水道
公営企業会計	公営企業会計	特別会計	特別会計

協議事項	25-19 水道関係事業	関係項目	2. 公営企業法適用と会計の一元化
調整の内容			園町、霧島町、福山町及び隼人町がそれぞれ管 計(公営企業会計)として会計方式を統一する。

		各市町の現況	
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
水道の種類	水道の種類	水道の種類	国分市、溝辺町及び隼人町の上水道事業は、
	上水道		合併と同時に統合する。また、横川町、牧園
簡易水道	簡易水道	簡易水道	町、霧島町、福山町及び隼人町がそれぞれ管
			理する簡易水道事業については、合併と同時
会計の種類	会計の種類	会計の種類	に地方公営企業法を適用し、簡易水道事業会
簡易水道	水道事業会計	簡易水道	計(公営企業会計)として会計方式を統一す
特別会計	公営企業会計・特別会計	特別会計	る。

協議事項	25-19 水道関係事業	関係項目	3. 水道料金
調整の内容	3 上水道・簡易水道料金については、新市にいて5年後廃止する方向で調整する。	こおいて5年間で統一する。なお、メーター使	用料については、現行のとおりとし、新市にお

				各市町	の現況			
	国分市		溝辺町		横川町		牧園町	
【水道料金】			【水道料金】		【水道料金】		【水道料金】	
基本料金	mm	円	専用給水装置		基本料金	円	基本料金(口径別料金設定なし)	円
	φ 1 3	380	基本料金(5㎡含む) 📠	円	φ 1 3	5 1 5		500
	$\phi 2 0$	7 5 0	<b>一般</b> φ 1 3	600	φ20	5 1 5		
	$\phi 25$	1, 410	φ20	800	φ 2 5	7 2 0		
	$\phi 3 0$	(規定なし)	φ 2 5	900	φ30	1, 030		
	$\phi 40$	3, 440	φ30	(規定なし)	$\phi 40$	1, 545		
	$\phi$ 5 0	5, 310	φ 4 0	3, 000	φ 5 0	3, 090		
	$\phi$ 7 5	12,040	φ 5 0	5, 500	φ 7 5	(規定なし)		
	$\phi \ 1 \ 0 \ 0$	17,040	φ 7 5	11,700	$\phi$ 1 0 0	(規定なし)		
	$\phi \ 1 \ 5 \ 0$	34,060	$\phi$ 1 0 0	18,800	$\phi$ 1 5 0	(規定なし)		
	$\phi \ 2 \ 0 \ 0$	(規定なし)	φ150	(規定なし)	$\phi \ 2 \ 0 \ 0$	(規定なし)		
			φ200	50, 300				
従量料金					従量料金		従量料金	
	$1\sim 15 \text{ m}^3$	9 0	従量料金(φ13、φ20、	$\phi \ 2 \ 5)$	$1\sim 2~0~\text{m}^3$	8 5	$1\sim$ 5 m <sup>3</sup>	4 5
	1 6 m <sup>3</sup> ∼	100	$6\sim 2~0~\text{m}^{\text{3}}$	8 0	$2.1\sim5.0\mathrm{m}^{3}$	9 5	$6 \sim 1  \mathrm{0  m}^{3}$	6 0
			$2.1\sim3.0~\mathrm{m}^3$	9 5	$5~1~\text{m}^3\sim$	105	$1.1\sim2.0\mathrm{m}^3$	7 5
以上消費税	含む		$3~1~\text{m}^3\sim$	105			$2~1~ ext{m}^3\sim$	9 0
					以上消費税含む			
			従量料金(φ40, φ50, φ7	5, $\phi$ 100, $\phi$ 200)			以上消費税含まず	
			$1\sim 3~0~\text{m}^3$	1 1 0				
			$3~1~\text{m}^3\sim$	1 2 0				
			以上消費税含まず					

	各市町			
国分市	溝辺町	横川町	牧園町	
	特別用 基本料金 一般に同じ 従量料金 1 m <sup>3</sup> ~ 1 4 0 共用給水装置 一般			
	基本料金 専用給水装置の一般に同じ 従量料金(φ 1 3、φ 2 0、φ 2 5) 6 m8~ 6 0			
	従量料金(φ40, φ50, φ75, φ100, φ200) 6 O			
	私設消火栓演習 1回5分以内 1,000			
	以上消費税含まない			
【メーター使用料】 徴収せず	【メーター使用料】 徴収せず	【メーター使用料】 徴収せず	【メーター使用料】 徴収せず	

協議事項	25-19 水道関係事業	関係項目	3. 水道料金
調整の内容	3 上水道・簡易水道料金については、新市にいて5年後廃止する方向で調整する。	こおいて5年間で統一する。 なお、メーター使	用料については、現行のとおりとし、新市にお

	各市	町の現況	
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【水道料金】	【水道料金】	【水道料金】	上水道・簡易水道料金については、新市に
基本料金(口径別料金設定なし、10㎡含む)	基本料金 一般用 mm F	基本料金 (5 m <sup>2</sup> 含む) mm 円	おいて5年間で統一する。なお、メーター使
円	φ13 590		用料については、現行のとおりとし、新市に
一般用 1,110	φ20 930	*	おいて5年後廃止する方向で調整する。
特別用(工事用) 1,650	$\phi \ 2 \ 5 \qquad \qquad 1, \ 4 \ 0 \ 0$		
	φ30 規定なし		
	$\phi 40$ 3, 590		
	$\phi  5  0$ 6, 640		
	$\phi 75$ 17, 140		
	$\phi 100$ 32, 020		
	$\phi 150$ 91, 350		
	φ200 (規定なし	φ 2 0 0 (規定なし)	
	特別用		
	φ13 480		
	それ以外の一般用に同じ		
	共用 一般用に同り		
( ) 従量料金	  従量料金 一般用(φ 1 3 、 φ 2 0)	従量料金	
$1.1\mathrm{m}^{3}\sim$ 100	$1 \sim 1.0 \mathrm{m}^3 \qquad \qquad 9.0 \mathrm{m}^3$		
	$1.1 \sim 2.0 \mathrm{m}^3$ 1.30		
以上消費税含まず		以上消費税含まず	
	$3.1 \sim 5.0 \mathrm{m}^3$ 1.50		
	51 m <sup>2</sup> ∼ 160		
	以上消費税含む		

			各市町の現況	
霧島町		隼人町	福山町	調整の具体的内容
【メーター使用料】		【メーター使用料】	【メーター使用料】	
mm	円	徴収せず	徴収せず	
φ 1 3	5 0			
φ20	100			
φ 2 5	1 2 0			
$\phi 3 0$	160			
$\phi 4 0$	200			
$\phi$ 5 0	880			
φ 7 5	1, 080			
$\phi$ 1 0 0	1, 470			

# 料金試算での比較

単位:円

	0		\# \ <b>=</b> F	1#m_	4/ Em-	# # # <b>#</b>	# I FF	4= 1 m-			<b>平四.11</b>
口径; $\phi$ 1	3mm	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	最高	最低	平均
	基本料金	380	630	515	500	1,100	590	600	1,100	380	616
 一般家庭で月   30㎡使用した	従量(超過) 料 金	2,850	2,257	2,650	2,175	2,000	3,600	2,250	3,600	2,000	2,540
とき	メ ー タ ー 使 用 料					50					
	合計(消費税 込 み )	3,230	2,887	3,165	2,810	3,310	4,190	2,990	4,190	2,810	3,226
平均値と (平均一6		△ 4	339	61	416	△ 84	△ 964	236	(最高一	-最低)	1,380
	基本料金	380	630	515	500	1,100	590	600	1,100	380	616
   一般家庭で月   20㎡使用した	従量(超過) 料 金	1,850	1,260	1,700	1,275	1,000	2,200	1,350	2,200	1,000	1,519
とき	メ ー タ ー 使 用 料					50					
	合計(消費税 込 み )	2,230	1,890	2,215	1,865	2,260	2,790	2,040	2,790	1,865	2,184
平均値と (平均一台		△ 46	294	△ 31	319	△ 76	△ 606	144	(最高-	-最低)	925

協議事項	25-19 水道関係事業	関係項目	4. 水道関係手数料
調整の内容	4 上水道・簡易水道関係手数料については、	合併までに調整する。	

		<b>打町の現況</b>	
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
国分市 事業者指定手数料 30,000円 設計審查手数料 ①設計代行手数料 設計額の5% ②設計審查手数料 800円/栓 完成検查手数料 800円/栓 消火栓消防講習への立会い 規定なし 給水開始・停止手数料 規定なし 各種証明手数料 規定なし 道路占用申請代行手数料 規定なし 質促手数料 規定なし 複促手数料 規定なし 対規定なし 対規定なし 対規定なし 対規定なし 対対の対対 対対の対対 対対の対対 対対の対対 対対の対対 対対が対対 対対の対対 対対が対対 対対が対対対対対対			事業者指定手数料 50,000円 設計審査手数料 ①設計代行手数料 規定なし

協議事項	25-19 水道関係事業	関 係 項 目	4. 水道関係手数料
調整の内容	4 水道・簡易水道関係手数料については、	合併までに調整する。	

	各市町	の現況	
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
事業者指定手数料	事業者指定手数料	事業者指定手数料	水道・簡易水道関係手数料については、合
30,000円	30,000円	50,000円	併までに調整する。
設計審查手数料	設計審查手数料	設計審査手数料	
①設計代行手数料 規定なし	①設計代行手数料 設計額の5%	①設計代行手数料 規定なし	
②設計審査手数料 2,000円/件	②設計審査手数料 800円/栓	②設計審査手数料 2,000円/5栓まで	
		その後 500円/栓	
完成検査手数料	完成検査手数料	完成検査手数料	
1,000円/件	800円/栓	1,000円/件	
消火栓消防講習への立会い	消火栓消防講習への立会い	消火栓消防講習への立会い	
規定なし	規定なし	規定なし	
給水開始・停止手数料	給水開始・停止手数料	給水開始・停止手数料	
規定なし	規定なし	規定なし	
各種証明手数料	各種証明手数料	各種証明手数料	
200円	200円	200円	
道路占用申請代行手数料	道路占用申請代行手数料	道路占用申請代行手数料	
規定なし	規定なし	1,000円	
督促手数料	督促手数料	督促手数料	
100円/通	100円/通	規定なし	
減免規定	減免規定	減免規定	
町長が認める場合	町長が認める場合	町長が認める場合	
分納・延納	分納・延納	分納・延納	
町長が認める場合	規定なし	規定なし	

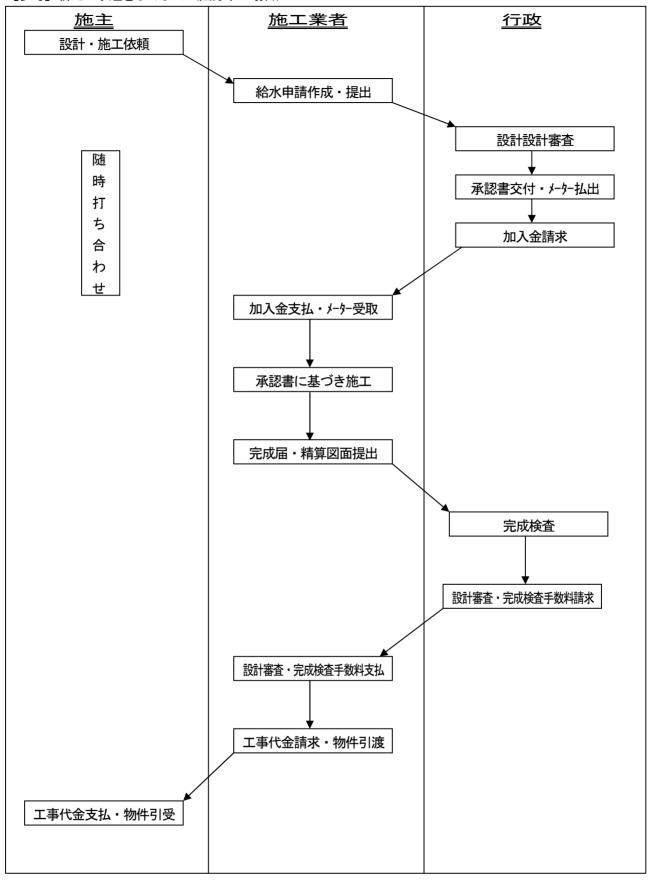
協議事項	25-19 水道関係事業	関係項目	5. 水道加入金
調整の内容	5 上水道・簡易水道加入金については、合何	并までに調整する。	

				各市町	の現況			
	国分市		溝辺	i町	横川町	Ţ	牧園	町
加入金	mm	円	加入金 『	m 円	メーター器使用料 mm	円	加入金	m 円
	φ 1 3	27,000	φ 1 3	21,000	φ 1 3	6, 200	φ 1 3	20,000
	$\phi 20$	53,000	φ20	31, 500	φ20	8, 200	φ20	33,000
	φ25	89,000	φ 2 5	42,000	φ 2 5	10, 300	φ 2 5	35,000
	φ30	(規定なし)	φ30	(規定なし)	φ 3 0	20,600	φ 3 0	45,000
	$\phi 40$	230,000	$\phi 40$	73, 500	$\phi 40$	25, 750	φ 4 0	60,000
	$\phi$ 5 0	356,000	φ 5 0	126,000	φ 5 0	103,000	φ 5 0	570,000
	φ 7 5	810,000	φ 7 5	210,000	φ 7 5	(規定なし)	φ 7 5	650,000
	$\phi \ 1 \ 0 \ 0  1$	, 142, 000	φ 1 0 0	525,000	φ100	(規定なし)	φ100	(規定なし)
	$\phi 150 2$	, 280, 000	φ 1 5 0	管理者が別に定める	φ150	(規定なし)	φ 1 5 0	(規定なし)
	$\phi$ 2 0 0	(規定なし)	φ 2 0 0	管理者が別に定める	φ 2 0 0	(規定なし)	φ 2 0 0	(規定なし)
					※例規上は「メーター器いるが、新規加入時一回上、加入金と同一である	のみ徴収という性格		

協議事項	25-19 水道関係事業	関 係 項 目	5. 水道加入金
調整の内容	5 上水道・簡易水道加入金については、合何	并までに調整する。	

					各市町			
	霧島町		隼人	、町		福山	ĦŢ	調整の具体的内容
加入金	mm	円	加入金 エ	ım	円	加入金 mm	n 円	上水道・簡易水道加入金については、合併
	$\phi$ 1 3	40,770	φ 1 3	30,	0 0 0	φ 1 3	15,000	までに調整する。
	$\phi 2 0$	101, 930	φ20	60,	0 0 0	φ 2 0	35,000	
	$\phi 25$	152, 910	φ 2 5	112,	0 0 0	φ 2 5	55,000	
	$\phi 3 0$	203,870	φ 3 0	(規	定なし)	φ 3 0	(規定なし)	
	$\phi 40$	407, 750	$\phi 40$	340,	0 0 0	φ 4 0	142,000	
	$\phi$ 5 0	509, 700	φ 5 0	660,	0 0 0	φ 5 0	222, 000	
	$\phi$ 7 5	764, 550	φ 7 5	1, 920,	0 0 0	φ 7 5	(規定なし)	
	$\phi$ 1 0 0	(規定なし)	φ 1 0 0	3, 800,	0 0 0	φ 1 0 0	(規定なし)	
	$\phi$ 1 5 0	(規定なし)		11, 200,		φ 1 5 0	(規定なし)	
	$\phi$ 2 0 0	(規定なし)	φ 2 0 0	(規	定なし)	φ 2 0 0	(規定なし)	

【参考】新たに水道をひくまで(国分市の場合)



協議事項	25-19 水道関係事業	関 係 項 目	6 開発負担金等
調整の内容	6 開発負担金等については、合併までに調整す	する。	

	各市町	の現況	
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
【協議対象】	【協議対象】	【協議対象】	【協議対象】
1日最大給水使用量10㎡以上又は、5区画或	5戸以上或いは5区画以上又は、300 m3以上	該当なし	建築確認申請時に規模の大きいものや、施設
いは1,000㎡以上			譲渡が発生するもの。
【負担金】	【負担金】		【負担金】
なし	あり		なし
【協議件数等】	【協議件数等】		【協議件数等】
年間25件程度	年間5~6件程度、100万円程度		年間1~2件程度
【負担金の算定】	【負担金の算定】		【負担金の算定】
なし	① $1$ 日最大給水量 $1$ ㎡×5,000 千円		なし
	②配水管工事に対するもの 5%		
	③配水池及びポンプ設備工事に対するもの。		
	1,000 万円以下の場合 5%		
	2,000 万円以下の場合 4%		
	3,000 万円以下の場合 3%		
	4,000 万円以下の場合 2.5%		
	④給水管工事に対するもの 5%		
【配水管本管の材料支給の考え方】	【配水管本管の材料支給の考え方】	【配水管本管の材料支給の考え方】	【配水管本管の材料支給の考え方】
指導後の材料費と人件費の差額分を支給。	町支給の材料もしくは、町指定材料(材料検	該当なし	原則として、申請者(起業者)負担。
業者責任施工	収あり)		維持管理上、他の給水管と一本化し配水管と
	敷設時には職員立ち会い並びに写真管理		して町が管理することが好ましい場合に限
			り、支給することがある。

協議事項	25-19 水道関係事業	関 係 項 目	6 開発負担金等
調整の内容	6 開発負担金等については、合併までに調整	<b>きする。</b>	

	各市町	- の現況	
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
【協議対象】 2戸(2区画)以上の宅地開発	【協議対象】 1日最大給水使用量10㎡以上、常圧地区5区 画以上又は、高圧地区3区画以上或いは825 ㎡以上		開発負担金については、合併までに調整する。
【負担金】なし 【協議件数等】 年間1件程度 【負担金の算定】 なし	【負担金】 あり 【協議件数等】 年間5~6件程度、20~30万円程度 【負担金の算定】 ①1日最大給水量×1万円 ②工事費の10% ③工事費の10%(給水管引受の場合)		
【配水管本管の材料支給の考え方】 公道本管のみ材料支給 工事は指定業者の責任施工 私有地は開発業者負担	【配水管本管の材料支給の考え方】 町支給の材料もしくは、町指定材料(材料検収あり) 敷設時には職員立ち会い並びに写真管理	【配水管本管の材料支給の考え方】 開発に伴う水道工事は、原則として開発者の 負担で行う。ただし、既設本管の増口径が発 生する場合は、開発者との負担協議が必要。	

協議事項	25-19 水道関係事業	関 係 項 目	7. 工業用水道事業	
調整の内容	7 工業用水道事業については、現行どおり着	新市に引き継ぐ。		

	各市町	「の現況	
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
工業用水道事業	工業用水道事業	工業用水道事業	工業用水道事業
1事業	なし	なし	なし
地方公営企業法全部適用			
亚代1.4 左连字纬			
平成 1 4 年度実績 契約件数 14件			
合計使用水量 75,085t			
合計請求金額 3,788,550円			

協議事項	25-19 水道関係事業	関係項目	7. 工業用水道事業
調整の内容	7 工業用水道事業については、現行どおり新	新市に引き継ぐ。	

各市町の現況							
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容				
工業用水道事業	工業用水道事業	工業用水道事業	工業用水道事業については、現行どおり新				
なし	なし	なし	市に引き継ぐ。				

#### <水道法抜粋>

第1章 総 則

(用語の定義)

- 第3条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。
- 2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が100 人以下である水道によるものを除く。
- 3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が5千人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。
- 4 この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を 供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する 場合を除く。
- 5 この法律において「水道事業者」とは、第6条第1項の規定による認可を受けて水道事業を 経営する者をいい、「水道用水供給事業者」とは、第26条の規定による認可を受けて水道用水 供給事業を経営する者をいう。
- 6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の水道その他 水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 ただし、他の水道かち供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地 表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。
  - (1) 100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの
  - (2) その水道施設の1日最大給水量(1日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。)が政令で定める基準を超えるもの
- 7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水 道であつて、水道事業の用に供する水道かち供給を受ける水のみを水源とするものをいう。た だし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。
- 8 この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設(専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。)であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。

#### 第2章 水道事業

(事業の認可及び経営主体)

- 第6条 水道事業を経営しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 2 水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする 区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を経営することができるもの とする。

第4章の2 簡易専用水道

- 第34 条の2 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。
- 2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところ により、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者の検査を受けなければな らない。

#### <参考資料>

水道事業は、『水道法』でいう、「水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないもの」との考え方のもと、施設等を適正かつ合理的に整備し管理することにより、「清浄にして豊富、低廉な水の供給を図る」ことにあります。簡易水道事業と上水道事業の違いは、給水人口5,001人以上を対象とするのが「上水道事業」、5,000人以下を対象とするのが「簡易水道事業」です。簡易水道事業は、国庫補助の制度があります、新設の場合は計画給水人口が公的投資によらず現住人口の2倍を超えないこと、区域拡張の場合は給水人口が10人以上増える(飲料水供給事業では20%)こと、水量拡張の場合は計画給水量が20%以上増えること、がそれぞれ補助要件です。

〈水道事業〉「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。 ただし、給水人口が100 人以下である水道によるものを除く。(法第3条第2項)「簡易専用水 道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する 水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。

〈水道施設〉「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設(専用水道にあっては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。)であって、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。(法第3条第8項)

#### <制度の趣旨>

この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、 及び水道事業を保護育成することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆 衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

#### 種類

名称	根拠法	規模の条件	説明	注意点
水道事業	水道法3 条2項	給水人口 101 人以 上。	一般の需要に応じて水道により 水を供給する事業。	水道の基本形態。独立採算が 原則。
簡易水道 事業	水 道 法 3 条3項	給水人口 101-5,000 人。	水道のうち小規模なもの。	国庫補助の対象範囲を規定す るための定義。
水道用水供給事業	水道法3 条4項		水道により、水道事業者に対して その用水を供給する事業。	水道事業,専用水道からの分 水は水道事業となる。認可書式 が変わる。
専用水道	水 道 法 3 条6項	and the second s	共同世帯や公用施設の自家用 の水道や類似施設で,飲用でない ものを含む。	and the first of the same of t
簡易専用 水道	水道法3 条7項		貯水槽水道のうち規模の大きい もの。自己管理責任が生ずる。	貯水槽水道の規定が追加され、この適用も受ける。
広域水道	水道法5 条2項	規模の規定なし。	複数の自治体にまたがって供給 される水道を指す。	「広域的水道整備計画」を策定し、これに基づいて設置される。

#### 上·下水道事業(水道) 先准事例

#### 川薩地区法定合併協議会 (鹿児島県)

#### 水道事業

- >12日本 ◇) 上水道事業・簡易水道事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、会計については、新市に移行後3年以内を目途に、随時調整し、企業債につ いては、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 水道料金及び検針

  - / 小屋村金が受けません。 ① 上水道と簡易水道の料金については、合併後3年以内の早い時期に統一できるよう調整し、料金体系については、「口径別」とする。 ② 検針については、合併と同時に統一し、委託料、検針人は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、3年を目途に随時調整する。 ③ メーター使用料については、廃止の方向で調整することとし、業務内容は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 加入負担金及び手数料 (3)
- 17 加入日往並及び子級付 ( 新規加入負担金の負担金額については、新市移行後も当分の間現行のとおりとし、3年以内を目途に随時調整する。 ② 給水装置工事事業者指定手数料、設計審査手数料、各種証明手数料、督促手数料、については、新市移行後、新たに制度等を制定する。 ③ 給水装置工事検査手数料は、川内市の例による。
- 開栓休栓手数料、量水器機能試験手数料、消防演習手数料、工事設計手数料、メーター取り付け及び撤去手数料、無許可給水装置工事検査手数 料については、廃止する。
- (4) 事業及び財政計画(上水・簡水)については、新市に移行後1年以内を目途に調整し、事業認可の内容、調整及び拡張・整備計画(設計計画)に (4) 事業及の財政計画(上水・間水)については、利用に移り後1年以内を日述にあ ついては、現行のまま新市に引き継ぐ。 (5) 船舶給水については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (6) サービスセンター事務(管理)については、新市に移行後1年以内に調整する。 (7) 水道事業運営審査会については、新市に移行後1年以内に調整する。 (8) 工業用水については、現行のまま新市に引き継ぐ。

#### 北松浦一市五町合併協議会(長崎県)

- ○上水道各施設については、現行のとおり新市に引継ぐ。 ○簡易水道及び飲料水供給各施設については、現行のとおり新市に引継ぐ。 ○上水道使用料については、現行のとおり新市に引継ぎ、新市において調整する。 ○簡易水道及び飲料水供給施設使用料については、現行のとおり新市に引継ぎ、新市において調整する。 ○工業用水道については、現行のとおり新市に引継ぐ。 ○加入金については、廃止の方向で検討する。

- ○加入金については、廃止の方向で検討する。 ○指定手数料は、10,000円とする。指定業者については、新市において切替申請を行う。ただし、切替申請に係る手数料は徴しない。 ○設計審査及び工事検査手数料として工事費の4%で統一し、合併時から適用する。ただし、合併前申請分については旧市町の例による。 ○施設管理については、現行のとおり新市に引継ぎ、合併後調整する。 ○検針については、現行のとおり新市に引継ぐ。検針業務については合併後調整する。ただし、平成16年度については旧市町の例による。 ○納付組合については現行のとおり新市に引継ぐ。奨励金については合併までに調整する。

#### 宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会(愛媛県)

- 水道事業会計は合併時に統一する。○ 水道給水区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 合併時に新たに事業認可を受ける。
- 水道給水区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。合併時に新たに事業記
   水道料金については、合併時に統一料金表を作成し、合併次年度より施行する。
   新規加入金については、宇和島市・津島町を例に合併時に統一する。
   手教料、特設配水管分担金については、宇和島市を例に合併時に統一する。
   検針業務については、合併時までに調整する。
   その他の水道事務事業については、合併時までに調整する。
   簡易水道事業については、当面現行のとおりとする。

#### 玉名地域1市8町合併協議会(熊本県)

- 1 上水道事業の経営等について、玉名市、泰明町及び長洲長の水道事業は、水道事業会計(公営企業会計)として合併時に統合する。 天水町、玉東町、菊水町及び南関町の簡易水道事業は、合併時に簡易水道事業会計(特別会計)として統合する。 2 上水道料金等の取扱い
- (1) 給水工事の費用負担について、配水管からメーター器までの給水工事にかかる費用は、全額受益者負担とし、維持管理については岱明町の例に よる。
  ② 水道料金について、水道使用料、メーター器使用料及び料金の算定等、水道料金に関することについては、現行のまま新市に引継ぎ5年をめど
- かた可能に ・ た統一する。 ③ 加入者分担金については、現行のまま新市に引継ぎ5年をめどに統一する。 ④ 手数料については、合併までに統一する方向で調整する。

#### 学校教育事業の取扱いについて(協定項目25-20)

学校教育事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

1 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の設置及び配置は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

学校施設整備計画は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

- 2 通学区域は、当分の間現行のとおりとし、新市において速やかに「学校規模及び通学区域等適正化審議会(仮称)」で検討する。
- 3 遠距離通学費補助は、原則として通学距離が小学生4キロ以上又は中学生6キロ 以上の児童、生徒の保護者を対象に次のとおりとする。
  - (1) 公共交通機関利用者は、定期券代等実費を全額補助する。
  - (2) 自転車利用者は、購入補助のみとする。
  - (3) 徒歩通学者は、交通機関及びスクールバスの利用が困難な児童、生徒の保護者のみを対象とし、それぞれ補助金額等は合併までに調整する。
- 4 スクールバスの運行地域等は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 5 奨学資金の貸与額、償還年数及び選考基準等は、合併までに調整する。
- 6 公立幼稚園保育料は、合併までに統一し、就園奨励費の減免金額及び区分は国の 基準どおりとする。
- 7 私立幼稚園就園奨励費の補助限度額及び区分は現行のとおりとし、単独事業分の補助限度額及び区分は、合併までに調整する。
- 8 学校給食の調理施設(共同調理場、単独校)業務運営については、現行のとおり 新市に引き継ぎ、方式等は新市において随時検討する。
- 9 給食費は、当分の間現行どおりとし、新市において検討する。
- 10 運営委員会は、旧市町の組織を継続し、それぞれの代表による運営委員会連絡協議会(仮称)を組織する。

平成16年 3月25日 提 出

始良中央地区合併協 議会 会 長 鶴 丸 明 人

協議事項	25-20 学校教育事業   関係項目   小学校の現状
調整の内容	1. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の設置及び配置は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 学校施設整備計画は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

	各市町の現況(小学校)											
区分			学統	D 米分	教職	吕粉				学校	で施設の状況	
市町名	学校名	児童数					校台		屋内運		プール	今後の計画等
114.1.1		504	普通	特別		市町費		面積(m)	建築年次	面積(m)		
	国分北小	584	19		30		S45∼H3	5, 078		694	S47	大規模改造を実施済
	木原小	23	3		6		S54	886		110	S49	校舎他耐力度調査予定
	川原小	16	3		7		S40		S52		S47	校舎他耐力度調査予定
	国分小	590	19	$\frac{1}{}$	29		S35~S58	4, 846			S55	校舎他耐力度調査予定
	向花小	372	12		19		S49~S63	3, 082		601	S53	校舎他耐力度調査予定
国分市	上小川小	153	6		12	2	S49~H11	2, 510	S51	565	S54	校舎他耐力度調査予定
	国分西小	929	26	2	40	4	S51∼H4	4, 609	S53	768	S47	校舎他耐力度調査予定 第二国分西小建築予定
	平山小	11	3		6	2	S44	832	Н2	600	S46	校舎他耐力度調査予定
	塚脇小	10	3	•	6		S43		S56		S62	校舎他耐力度調査予定
	青葉小	799	23		35		H7∼H8	6, 023		1, 128		校舎増築予定
	国分南小	527	16		27		S48~H2	3, 874			S51	校舎他耐力度調査予定
	溝辺小	216	7		16		S49~S61	4, 046			S52	
	陵南小	280	11	$\sqrt{}$	17		S41 S59	2, 811			S46 H2	校舎耐力度調査及び新増改築予定
溝辺町		1	11		17			•				屋內運動場耐力度調査予定
	竹子小	70	6		11	2	S53	1, 939	S54	628	S45 S58	新增改築事業予定
	横川小	194	6	2	15		S33、S62大	2, 604	S60	808	S33	プール大規模改修予定
横川町	安良小	73	6	1	12	$\overline{}$	S57	1, 663	\$50	682	S37、H12改	校舎新築予定、LAN施設整備予定 空調設備,LAN施設整備予定
	佐々木小	39	4		8		S56		S58		S33、H7改	空調設備, LAN施設整備予定
	牧園小	136	6		13		S30, H11改	2, 644			S48	プール改築予定
	中津川小	49	5		9		S28、H3大		S52		S46	
	万膳小	47	6		10		S22、H1改	1, 880		562	S39	プール改築予定
牧園町	持松小	22	3		6		S40、H1大		S55		S48	
(大國門											1	新校舎、屋内運動場建築中
	高千穂小	139	6		12		S31、H15改	2, 930			S44	屋外運動場整備、プール建築予定
	三体小	28	4		8		S33	1, 216		562	S47	
	大田小	201	7		14		S31、H9改	3, 224			S41	屋内運動場屋根防水等事業予定
霧島町	霧島小	86	6		11		S43、S58改		H2改		S45	特別教室改築予定
	永水小	46	5		9	2	S32, S43	1, 289			S45	校舎改築、プール、屋運屋根防水等
	富隈小	707	22	1	34		S52、H5大	4, 536			S39、H5改	プール全面改築予定
	宮内小	553	18		27		S48、H5大		S47、S57増		S35、H5改	プール全面改築予定
隼人町	小野小	176	6	/	12		S34	1,875			S52	グランド整備予定、屋内運動場改築
事 八 門	小浜小	27	4		8		S36		S59		S55、H7改	
	日当山小	812	24	1	36		S43	4, 797			S47	校舎及び屋内運動場全面改築予定
	中福良小	38	38	$\overline{}$	6	2	S40、H5大	801	S60	680		
福山小	福山小	96	6		12		S42~H4	1, 475	S52	532	S47	屋外運動場整備中
伸川小	牧之原小	369	12	1	20	2	S49~H5	3, 067	S49	536	S49	校舎他耐力度調査予定
	#   世界											

<sup>※</sup>児童数、教職員数は平成15年5月1日現在の数値とし、教職員数欄は県費職員と市町費職員(臨時職員含む)を区分した。

<sup>※</sup>校舎、屋内運動場、プールの建築年次欄の「大」は「大規模改造」を指し、「改」は左記以外の「改築等」を指す。

	が良中央地区合併協議会の調整内容											
協	議事項		5-20 学校教育事業 関係項目 中学校、高校、幼稚園の現状									
調用東	整の内容		幼稚園、小学校、中学校、高等学校の設置及び配置は、現行のとおり新市に引き継ぐ。									
印刊工	至7777日	学校加	学校施設整備計画は、現行のとおり新市に引き継ぐ。									
	各市町の現況(中学校、幼稚園、高等学校)											
区分		学校振乳の作泊										
	 学校名	園児数	学紀	汲数	教職	員数		`	屋内運		プール	
市町名	子仪石	生徒数	<b>並</b> :英	特別	1目 弗	市町費			建築年次		建築年次	今後の計画等
11315日	国分中	611			宗 <u>賃</u> 38		<b>建築</b> 年次 S30~H3	面積(m²) 7,216		面積(㎡) 1,094		校舎他改築実施設計予定
	木原中	15			10		S33~S55		H元	605		仅音吧以宋天旭以前 了
国分市					42							* * * * * * * * * * * * * * * * * * *
当分巾	国分南中	636					S43~H10	3, 689			S45	校舎他改築実施予定
	舞鶴中	641	18		39		H13~H14		H13~H14		H13∼H14	I I A I I and I and a mark to a decimal to the control of the cont
	国分中央高	923			80		S40∼H7	,	S41、S47増築	,		校舎他耐力度調査予定
	溝辺中	153	6	1	16	2	S44、H1大	3, 275	H11	1, 138	S46	グランド整備、校内LAN整備
溝辺町	陵南中	141	6		16	2	S56、S58	2, 931	S57	898	S58	大規模改造事業予定、校内LAN整備 校舎(危険改築)他耐力度調査予定
	陵南幼稚園	63	3	$\sim$		5	S52, H14	506				人口(八百)(5)(4)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)
横川町	横川中	173			16		S47、H6大	3, 740		860	S33	プール大規模改修、体育部室新築予定
12.00	牧園中	256			19		S42、S59大	4, 630		1, 367		校舎他耐力度調査予定
	万膳幼稚園	6					S46	184				平成16年度末 閉園予定
牧園町	持松幼稚園						S22	300		$\ $		平成14年度末 閉園
	三体幼稚園	27	1				S61	294				三つの幼稚園を町立幼稚園を建築してまとめる
<b>一</b>	霧島中	218	6	1	16	2	S22、S43.51改	2, 901	S56	920		大規模改造予定
霧島町	大田幼稚園	5					S46	208				移転改築予定
	隼人中	746	20	1	45		S35	6, 447	S33 S58	1. 021	S36、H7改	格技場改築予定
<b>集人町</b>	日当山中	415			28		S42		S52 H2			グランド整備予定
	富隈幼稚園	111					H元	525				. ,
	福山中	53		$\overline{}$	12		S55∼H2	1, 698		613		プール建設予定(小学校と共用)
I → 1 m→	牧之原中	247			19		S37∼H6	3, 516	-	790		屋内運動場、武道館改修予定
福山町	福山幼稚園	23					H4	369				TI 17591/9/1 PACENTALIS 17C
	牧之原幼稚園	53		_			S45∼H12	741				園舎耐力度調査予定
調整の	具体的内容	<ul><li>※幼稚園、</li><li>において検</li><li>なお、検</li><li>域住民の意</li></ul>	小計に対する	校るあたう いるかの かる かる である がある は	ては、 重する』 、現行の	高等学校 基本的に 込要があ のとおり	の設置及び配 は新市教育基 る。 新市に引き継	置は現行の 本構想によ	るが、新市に	よる住宅政	策、産業政策	主徒数の推移(別紙参考)をふまえ、新市 策等の諸々の条件を加味するとともに、地 平次、直近の増改築の状況などを総合的に

※園児数、生徒数、教職員数は平成15年5月1日現在の数値とし、教職員数欄は県費職員と市町費職員(臨時職員含む)を区分した。

※校舎、屋内運動場、プールの建築年次欄の「大」は「大規模改造」を指し、「改」は左記以外の「改築等」を指す。

協議事項	25-20 学校教育事業	関係項目 通学区域
調整の内容	2. 通学区域は、当分の間現行のとおりとし、新市において速やかに	「学校規模及び通学区域等適正化審議会(仮称)」で検討する。

市町	名、学校名	各市町の現況(通学区域)
	国分北小	姫城地区公民館のうち阿多石、竹下、田辺公民会の区域、清水地区公民館(一部調整区域有り)のうち山元、夢ヶ丘公民会を除く公民会の区域
	木原小	木原、本戸地区公民館の区域
	川原小	川原地区公民館の区域
	国分小	国分東、国分西地区公民館の区域
	向花小	向花、府中、新町、野口地区公民館の区域、姫城地区公民館のうち平岡公民会の区域
	, , ,	上小川地区公民館の区域
		松木、福島、広瀬地区公民館の区域
		平山地区公民館の区域
市	>5.7495	塚脇地区公民館の区域
	青葉小	東その山、郡山地区公民館、清水地区公民館のうち山元、夢ヶ丘公民会の区域
	,	湊(一部調整区域有り)、上井、川内、敷根、下井、上之段地区公民館の区域
	I / • ·	国分北小、青葉小の通学区域に属する区域
	1 // 4 / 1	木原小の通学区域に属する区域
		川原小、国分西小(越倉、松木西、松木元、松木中、福島4及び福島5公民会を除く。)、平山小、塚脇小、国分南小の通学区域に属する区域(一部調整区域有り)
	舞鶴中	国分小、向花小、上小川小、国分西小(越倉、松木西、松木元、松木中、福島4及び福島5公民会に限る。)の通学区域に属する区域
	溝辺小	大字有川全区域、大字三縄全区域、大字竹子のうち今別府及び大字麓のうち陵南小学区を除く区域
	陵南小	大字崎森全区域、大字麓のうち昭和、石峰東、石峰西、房山以南の区域
辺	竹子小	大字竹子のうち今別府を除く区域
町	溝辺中	大字有川全区域、大字三縄全区域、大字竹子のうち今別府及び大字麓のうち陵南小学区を除く区域、大字竹子のうち今別府を除く区域
	陵南中	大字崎森全区域、大字麓のうち昭和、石峰東、石峰西、房山以南の区域
	横川小	上深川、上小脇、下小脇、桜本、山ノ口、上尾田、下尾田、上新町、下新町、清水町、仲町、下町、旭町、宮下、川北、上向江、向江、ニ石田、下深川、上植村、下植村、向植村、大里、中尾田、川原、今村自治公民館の区域
横	<del></del>	高木、十三谷、木浦、茶屋、谷頭、小谷町、天神、上本町、下本町、古城、北園、紫尾田、正牟田、野坂、横伏敷、柿木、大住、床波、丸岡、崎山、岡村自治公民館の
H-1	安良小	区域
町		黒葛原、赤水、小原、山住、馬渡、岩穴、前川内、二牟礼自治公民館の区域
	12 () . 1	横川町一円の区域
	. , , .	牧園1区~牧園10区自治公民館の区域
		中津川1区~中津川8区自治公民館の区域
牧	万膳小	万膳1区~万膳5区自治公民館の区域
		持松1区~持松4区自治公民館の区域
一一		高千穂1区~高千穂8区自治公民館の区域
	三体小	三体1区〜三体4区自治公民館の区域
	牧園中	牧園町一円の区域

	/A: ( ) ( = )	
協議事項	25-20 学校教育事業	関係項目 通学区域
調整の内容	2. 通学区域は、当分の間現行のとおりとし、新市において速やかに	「学校規模及び通学区域等適正化審議会(仮称)」で検討する。

町纟	名、学校名	各市町の現況(通学区域)
霧	大田小	大田校区公民館の区域
務島	霧島小	霧島校区公民館の区域
一町	永水小	永水校区公民館の区域
,	霧島中	霧島町一円の区域
	富隈小	真孝1~10、高専住宅、トヨタ団地、レナウン寮、高専寮、真孝15、真孝東団地、真孝17、隼人塚団地、真孝西1~6、納屋1~6、本町1~4、松山1~4、住吉1~12、稲荷 団地、錦、住吉15、桜台団地、住吉団地、新川1~9、住吉16、18、川尻東、西、北公民会の区域
	宮内小	見次1~8、テクノセンター、ドラゴン、御前馬場東、西、宮西、宇都山、中道1の東、西、中道、中道2、駅前1~5、菩提寺、菩提寺団地、第2菩提寺団地、原、朝日、朝 日団地、事業団宿舎、野崎親和会、内山田団地、第2内山田団地、大津、宮下、窪町、堀之内、沢馬場1、2、上野、天降川、大津団地、女子学生寮、ファナック寮、神宮 台、菩提寺東、天降川団地、ライベクスト、レジデンスクワハタ、セジュール孝元公民会の区域
隹	小野小	野久美田1、2、清水、東前、東後、溝上、中央1、2、中福良、小田西、県営小田団地、田方団地、ひまわり団地公民会の区域
	小浜小	長浜、馬場、加納内上、加納内下、埒上、埒下、里上、里下、小牧、小浜団地公民会の区域
町	日当山小	京セラ寮、木之房1、2、湯之元1、2、高江、鼻切、木之房団地、川原団地、西瓜川原、中城上、中、下、中姫城東、城西、姫城温泉東、西、南、新七、山野東、中、 北、姫城団地、諏訪、大鳥、稲成田、平岡団地、東林寺、しゅじゅどん、中須東、西、東馬場、松元、橋之口、高畑、新高畑、新溝、山下、東郷団地、東郷ニュータウ ン、鳥越、牟田、湯田、西光寺、糸走、日当山団地、下平、津曲、平熊、下小鹿野、上小鹿野、花山、宇都、武安、医療センター、三田坪、表木山、九電社宅、安楽、 妙見、内無、県営天降川団地、湯の里、新姫城団地、みゆき苑、ケアハウスみゆき苑、グリーンタウン公民会の区域
	中福良小	迫間、暮幸、井手上、下中福良、中中福良、立神、餅田上、下、堂地東、西、郡山、中初場、坂下、中牟田、鳥ヶ池公民会の区域、富隈、宮内、日当山小学校の区域
	隼人中	富隈小学校区、宮内小学校区、小野小学校区、小浜小学校区
	日当山中	日当山小学校区、中福良小学校区
福	福山小	小廻地区、中央地区、大廻地区
倫 山	牧之原小	西牧之原地区、東牧之原地区、下牧之原地区、佳例川地区、比曽木野地区、福地地区、福沢地区
町	福山中	小廻地区、中央地区、大廻地区
	牧之原中	西牧之原地区、東牧之原地区、下牧之原地区、佳例川地区、比曽木野地区、福地地区、福沢地区
		<ul><li>※通学区域は当分の間現行のとおりとし、新市において「学校規模及び通学区域等適正化審議会(仮称)」で検討する。</li><li>※国分市の「一部調整区域」は、当分の間、現行のとおりとし、他地域の調整区域の指定は、住民の意向を踏まえ合併までに調整する。</li><li>※区域外就学の基準は、国分市、隼人町の例により合併までに統一した要綱を定める。</li><li>※山村留学、特認校制度は、現行のとおり新市に引き継ぐ。</li></ul>
	整の 体的内容	

協議事項	25-20 学校教育事業	関係項目 遠距離通学補助
調整の内容	3. 遠距離通学費補助は、原則として通学距離が小学生4キロ以上又は中学生とする。 (1)公共交通機関利用者は、定期券代等実費を全額補助する。 (2)自転車利用者は、購入補助のみとする。 (3)徒歩通学者は、交通機関及びスクールバスの利用が困難な児童、生徒のでに調整する。 4. スクールバスの運行地域等は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	

各市町の現況(遠距離通学補助)					
項	目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
補助	対 象	徒歩、自転車、その他交通機関 を利用する小、中学生	交通機関を利用する小中学生 自転車を利用する中学生	交通機関を利用する小学生 自転車を利用する中学生	徒歩、自転車、交通機関を利用する小学 生、中学生(牧園小校区以外)
スクールバス	の運行状況	無、希望者はふれあいバスを利用 (有料)	無	無、希望者はふれあいバスを利用(無料)	4 台有、中津川、持松地区の中学生、三 体大霧地区の小、中学生が利用
スクールバス	ス必要経費	C		1, 380, 000 円	3, 645, 100 円
補助	要件	《小》片道4k以上 《中》片道6k以上	《小》片道4k以上 《中》片道6k以上	《小》片道 4 k 以上 《中》片道 6 k 以上 一部 5 k 以上	《小》片道 4 k 以上 《中》片道 6 k 以上 一部 6 k 以下
補助	率 等	【交通機関】 《小》年間 8,250円を控除した全額 《中》年間16,500円を控除した全額 【自転車】 ・購入費 16,500円 【徒歩他】 《小》年 3,460円 《中》年 6,790円	【交通機関】 《小》年間2,400円を控除した全額 《中》年間4,800円を控除した全額 【自転車】 ・通学費 年:2,400円 ・購入費 新入学生徒へ購入費を補助 ・補助率 1/2 ・限度額 20,000円		【交通機関】 《小》なし 《中》年間9,900円を控除した全額 【自転車及び徒歩】 ・通学費 6キロ以上 年:10,200円 6キロ以下 年:9,000円  自転車購入 6キロ以上 6キロ以下 1年 28,050 24,750 2年 18,700 16,500 3年 9,350 8,250 ※いずれかの学年で1回限り
		交通機関補助率比較	交通機関補助率比較	交通機関補助率比較	交通機関補助率比較
		必要交通費(a) 1,331,710 円	必要交通費(a) 287,280 円		必要交通費(a) 16,819,200 円
		補助総額(b) 1,101,760 円	補助総額(b) 268,080 円		補助総額(b) 15,096,000 円
_		補 助 率(b/a) 83 %	補助率(b/a) 96 %	補助率(b/a) 100%	補 助 率(b/a) 90 %
	方 法	学校を通じて、現金支給	定期券	定期券	定期券
	時 期	各学期末	学期始め	学期始め	定期券は4、7、9、12、1月
支 給 対	象 人 数	8 9名	12名	約20名	160名

<sup>(</sup>注釈)交通機関補助率比較欄は、控除前の必要交通費を算出(a覧)し、補助実績額(b欄)で除することによって、各市町の補助率(c欄)を比較検討したものである。 交通機関はJRまたはバスとした。

スクールバスの必要経費は、人件費または運行に係る委託経費を計上した。

協議事項	25-20 学校教育事業	関係項目 遠距離通学補助
調整の内容	3. 遠距離通学費補助は、原則として通学距離が小学生4キロ以上又は中でとする。 (1)公共交通機関利用者は、定期券代等実費を全額補助する。 (2)自転車利用者は、購入補助のみとする。 (3)徒歩通学者は、交通機関及びスクールバスの利用が困難な児童、生でに調整する。 4. スクールバスの運行地域等は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	

	各市町の現況(遠距離通学補助)								
項	目		2	<b>雾島町</b>	鱼	<b></b>		福山町	調整の具体的内容
補」	助対象			なった校区から自 学する中学生	徒歩、自転車、 を利用する小、	その他交通機関 中学生	する幼稚園	児、小学生、中学生	※対象者は、原則として通学距離が小学生 4キロ以上、中学生6キロ以上の児童、生
スクール	バスの運行ង	況 (徒)	台有、霧島中 が利用	学校へ通学する生	無		4 台有、福 川、比曽木	地、福沢地区、佳例 野地区の児童が利用	※公共交連機関利用者は、定期券代等実費
スクール	レバス必要経			5, 844, 000 円		0		7, 867, 500 円	を全額補助する。 ※自転車利用者に対する補助は購入補助の
補	助要件	ار ح		伴い、遠距離通学 自転車通学を認め	《小》片道4 k 《中》片道6 k 一部5 k	x以上	《小》片道 《中》片道		みとし、補助金額(定額)は合併までに調整する。(自転車の通学補助は廃止) ※徒歩に対する補助は、交通機関及びス
補	助率等	・買う助う合、	金中で通学方 残年数割で返	購入費の一部を補法を変更した場 「還。	10,000円 【徒歩】 ・小学生 年: ・中学生 年:	20,000円 ~6キロ未満 : 20,000円 : 44,000円	【自転車】 ・購入費 1年:15 2,3年:	1/2(11ヶ月分) , 000円 : 3, 000円	クールバスの利用が困難な児童、生徒の保護者のみを対象とし、補助額は民間バス運賃を参考に合併までに調整する。 ※スクールバスの運行地域等は、現行のとおり新市に引継ぎ、運行していない地域も、コミュニティバスの動向を含め事業を拡大する方向で検討する。
			2 . — 77.1	関補助率比較	2	J補助率比較		幾関補助率比較	
			要交通費(a)	該当なし	必要交通費		必要交通費	461, 370 円	
			助総額(b)	該当なし	補助総額	1,005,950 円	補助総額	230, 685 円	
,			助 率(b/a)	該当なし	補助率	50 %	補助率	50 %	
	給 方 法		交を通じて現		学校を通じて到	見金支給	口座振込		
	給 時 期		学時に一括交		10、2月			、10、1月	
支 給	対象人数	2.3	こ2、3年支	:給実績なし <sup></sup>	56名		9名		

(注釈) 交通機関補助率比較欄は、控除前の必要交通費を算出 (a覧) し、補助実績額 (b欄) で除することによって、各市町の補助率 (c欄) を比較検討したものである。 交通機関はJRまたはバスとした。

スクールバスの必要経費は、人件費または運行に係る委託経費を計上した。

協議事項	25-20 学校教育事業	関係項目	奨学資金
	5. 奨学資金の貸与額、償還年数及び選考基準等は、合併までに調整する。		
調整の内容			
hu ∓ ^ / L J <del>/ L</del>			

	各市町の現況(奨学資金)					
項	I	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	
貸与者の資格		市内に居住する者の子弟で高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、盲・聾・養護学校の高等部もしくは修業年限3年以上の専修学校の高等課程または大学、短期大学もしくは修業年限2年以上の専修学校に在学し、学業、人物ともに優秀で、かつ、健康上就学に支障がない者で、学費の支弁が困難と認める者	学又は在学する生徒並びに学生の うち経済的理由により就学が困難 な者	等以上の学校に在学する者で、学 術優秀で経済的な援助を必要と認	牧園町に居住する者の子弟にして高 等学校もしくはこれと同等以上の学 校に在学するもの。 品行方正、学業優秀で身体強健なも の。 学費の支弁が困難と認められるも の。	
	平成15年度)	44 人	6 人	3 人	20 人	
貸与予定額	(同上)	16, 272, 000 円	1,656,000 円	360,000 円	6, 480, 000 円	
返済者数		50 人	10 人	6 人	49 人	
返済予定額	(同上)	6, 345, 500 円	820, 500 円	438,000 円	6, 300, 000 円	
	高校	15,000 円	13,000 円	10,000 円	15,000 円	
貸与金額	高専	15,000 円	25,000 円	県内20,000、県外25,000円	15,000 円	
(月 額)	専門学校	40,000 円	25,000 円	県内20,000、県外25,000円	30,000 円	
	短大、大学	40,000 円	25,000 円	県内20,000、県外25,000円	30,000 円	
貸与	期間	貸付を決定した月から、正規の修 業期間を終了する月まで	学校等に就学した月からその者の在学 する学校等の修業年限の終期まで	請願後、教育委員会で決定の翌月 から修業期間内	貸付を決定した月から、正規の修 業期間を終了する月まで	
貸	与 月	毎月	4, 7, 10, 1月	毎月	毎月	
貸与	方 法	口座振込	口座振込	口座振込	口座振込	
貸 還	量 年 数	高校 8年 大学10年	高校 6年 大学 8年	貸付期間の2倍以内	6年	
償 還 獊	当 予 期 間	卒業の翌月から起算して1年間	卒業した日から6月を経過した日 の属する月	卒業した日から起算して1年を経 過した日の属する月	卒業の翌月から6ヶ月を経過した 月	
償 還 兒	免除制度	奨学生が死亡した場合	死亡又は心身に著しい障害その他 特別な事由により奨学金の償還が 著しく困難と認められる場合	奨学生が死亡した場合	死亡、または返還不可能と認める 事故を生じたとき	
原資(一般名	会計又は基金)	一般会計運用	基金運用	一般会計運用	一般会計運用	
原資(一般会計又は基金) 提出書類等		<ul><li>・奨学資金貸与願書</li><li>・資力調書</li><li>・在学学校長の奨学生推薦調書</li><li>・戸籍抄本</li><li>・高等学校及び大学の合格証明書</li></ul>	・奨学資金貸付申請書,保護者の 所得証明書,在学学校長又は,出 身学校長の推薦調書 ・保護者及び保証人2名が連署し た誓約書	・奨学請願書 ・奨学生推薦調書 ・成績証明書 ・在学証明書	・町奨学資金貸与願 ・奨学生資金貸与願 ・入学試験合格通知書 ・戸籍謄本 ・所得証明書	

協議事項	25-20 学校教育事業	関係項目	奨学資金
調整の内容	5. 奨学資金の貸与額、償還年数及び選考基準等は、合併までに調整する。		

			各市町の現況(奨学資金)		
項	E	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
	者の資格	町内に1年以上居住するものの子弟で、高校又は大学に入学し、学業及び性行が優良でかつ身体強健であるにもかかわらず、経済的な理由によって就学困難なもの。	に該当する者(国, 県又はその他の団体の 奨学資金を受けている者は除く.) (1)高等学校, 専修学校, 高等専門学校又 は大学に進学又は在学している者 (2)学業及び性行が優良でかつ身体強健で あること。	業及び人物が優良であるにもかかわらず、経済的理由によって、高等学校、大学及び専修学校の修業が困難な者	貸与月、方法及び選考基準は、合
	平成15年度)	6 人	64 人	16 人	
貸与予定額		1, 080, 000 円	19, 476, 000 円	4, 327, 500 円	
返済者数(	現在)	16 人	115 人	42 人	
返済予定額		1, 424, 000 円	16, 045, 000 円	3, 876, 000 円	
	高校	10,000 円	12,000 円	10,000 円	
貸与金額	高専	10,000 円	30,000 円	25, 000 円	
(月 額)	専門学校	20,000 円	30,000 円	25,000 円	
	短大、大学	20,000 円	30,000 円	25,000 円	
貸上	与 期 間	貸付を決定した月から、正規の修 業期間を終了する月まで	認定後から卒業までの通常の就 学期間内	請願後、教育委員会で決定の翌 月から修業期間内	
貸	与 月	毎月	6, 7, 10, 12月、	高校:毎月、大学:4,9月	
貸 !	5 方法	口座振込	口座振込	現金支給	
償道	還 年 数	貸付期間の2倍以内	貸付期間の2倍以内	高校 5年 大学 10年	
償 還	猶 予 期 間	卒業の日から起算して6ヶ月	相当の期間	卒業の日から起算して6ヶ月	
償 還 🤅	免除制度	奨学生が死亡した場合	奨学生が死亡した場合	奨学生が死亡した場合	
原資(一般	会計又は基金)	基金運用	一般会計運用	一般会計運用	
提出	出書類等	・貸付申請書 ・学業成績証明書 ・在学証明書 ・借用証明書	<ul><li>・育英資金貸与願</li><li>・資力調書</li><li>・貸費生推薦調書</li><li>・戸籍抄本</li><li>・成績証明書(毎年)</li></ul>	・奨学請願書 ・奨学生推薦調書 ・成績証明書 ・所得証明書	

協議事項	25-20 学校教育事業	関係項目	幼稚園
調整の内容	6. 公立幼稚園保育料は、合併までに統一し、就園奨励費の減免金額及び区分は国の基準どおり 7. 私立幼稚園就園奨励費の補助限度額及び区分は現行のとおりとし、単独事業分の補助限度額		今併までに調整する。

			各市町の現況(幼稚園)		
	項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町
		該当なし	1 箇所	該当なし	2箇所
		該当なし	満3歳から小学校就学前の幼児	該当なし	4, 5歳児
		該当なし	90人	該当なし	各幼稚園 40人
		該当なし	4月 1日~4月 8日	該当なし	4月 1日~4月 7日
	夏休み、冬休み)		7月21日~9月10日		7月21日~9月 5日
			12月25日~1月10日		12月25日~1月10日
			3月26日~3月31日		3月25日~3月31日
	入園料	該当なし	無料	該当なし	無料
	保育料	該当なし	月額 4,700円	該当なし	月額 4,500円
立.	就園奨励費(国分	《私立幼稚園就園奨励費》	【対象者】	該当なし	【対象者】
幼	市欄のみ私立幼稚	【対象者】	・生活保護法の規定による保護を受けている。世界		・生活保護法の規定による保護を
		3,4,5歳児の保護者に対し入園料、保育料を 減免する私立幼稚園設置者	Cいる世帝  ・町民税の所得割が非課税となる世帯		受けている世帯 ・町民税非課税世帯
園		【補助限度額】(第1子のみ記載)	【減免金額】		・町民税所得割非課税世帯
		・生活保護世帯及び町民税非課税世帯	・1人就園の場合		【減免金額】
		年額 136,800円	20,000円		20,000円
		・市民税所得割非課税世帯	・2人以上就園の場合の第1子		
		年額 104,200円	20,000円		
		・市民税所得割課税額8,800円以下の世帯	・2人以上就園の場合の第2子		
		年額 79,900円 大日発売得割開発 <b>第109,100</b> 円以下の世界	25,000円		
		<ul><li>・市民税所得割課税額102,100円以下の世帯 年額 56,100円</li></ul>	・3人以上就園の場合の第3十以降 30,000円		
	箇所数	7箇所	30,000円   該当なし	該当なし	該当なし
	就園奨励費	【対象者】	該当なし	該当なし	該当なし
		3,4,5歳児の保護者に対し入園料、保育料を			以 当 <i>な</i> じ
		減免する私立幼稚園設置者			
私		すべて保育料と就園奨励費補助金との差額			
私立幼稚園		【補助限度額】			
幼		・生活保護世帯及び市民税非課税世帯			
椎		年額 31,000円			
園		・市民税所得割非課税世帯 年額 17,800円			
		中級 17,800円  ・市民税所得割課税世帯			
		年額 7,000円			
		HX 1,000 1			
Щ			L	l .	

協議事項	25-20 学校教育事業	関係項目	幼稚園
調整の内容	6.公立幼稚園保育料は、合併までに統一し、就園奨励費の減免金額及び区分は国の基準どおり 7.私立幼稚園就園奨励費の補助限度額及び区分は現行のとおりとし、単独事業分の補助限度額		までに調整する。

				各市町の現況(幼稚園)		
	項	目	霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
	箇所数		1箇所	1 箇所	2箇所	※入園対象児年齢及び各幼
	入園対象児	1年齢	満5歳から小学校就学前の幼児	4, 5歳児	3, 4, 5歳児	稚園の定員は、施設規模に
	定員		80人	140人	福山 95人 牧之原 190人	差異があることから、当分
	休業日(春		4月 1日~ 4月 6日	4月 1日~ 4月 6日	4月 1日~ 4月 8日	の間現行のとおりとする。
	夏休み、冬	(休み)	7月21日~ 8月31日	7月21日~ 8月31日	7月21日~ 9月 4日	※4、5歳児は1学級35人以
			(預かり保育有)	12月25日~ 1月 7日	12月25日~ 1月10日	下、3歳児は1学級20人以下
			12月25日~ 1月 7日	3月26日~ 3月31日	3月26日~ 3月31日	を原則とする。 ※年間の教育週数は39週以
			3月26日~ 3月31日			上とし、1日の教育時間は4
	入園料		無料	無料	1,000円	時間を原則とする。
分	保育料		月額 4,400円	月額 4,700円	月額 4,500円	※休業日は隼人町及び霧島
4	就園奨励費	}	【対象者】	【対象者】	【対象者】	町の例により、合併までに
対稚			・生活保護法の規定により保護を	・生活保護法の規定による保護を受けてい	・生活保護法の規定による保護を	統一する。
稚			受けている世帯	る世帯	受けている世帯	※入園料は無料とする。
遠			・町民税所得割非課税世帯	・町民税非課税世帯	・町民税非課税世帯	※保育料は合併までに統一
			【減免金額】	・町民税所得割非課税世帯	・町民税所得割非課税世帯	する。
			世帯1人につき年額20,000円以内	【減免金額】	【減免金額】	※公立幼稚園の就園奨励費
				・1人就園の場合	・1人就園の場合	減免金額及び区分は、国の
				20,000円	20,000円	基準どおりで統一する。
				・2人以上就園の場合の第1子 20,000円	・2人以上就園の場合の第1子 20,000円	※私立幼稚園の就園奨励費
				20,000円  ・2人以上就園の場合の第2子	20,000円  ・2人以上就園の場合の第2子	補助限度額及び区分は、現 行のとおりとする。
				37,000円	37,000円	11のこねりとする。   <b>※</b> 単独事業分の私立幼稚園
				・3人以上就園の場合の第3子以降		就園奨励費補助限度額及び
				53,000円	53,000円	区分は、合併までに統一す
	箇所数		<u> 該</u> 当なし	4 箇所	該当なし	る。
	就園奨励費		該当なし	【対象者】	該当なし	
	補助限度額			3,4,5歳児の保護者に対し入園料、保育料を		
				減免する私立幼稚園設置者		
				【補助限度額】(第1子のみを記載)		
私立幼稚康				・生活保護世帯及び町民税非課税世帯		
7/				年額 136,800円		
幼				・町民税所得割非課税世帯		
相				年額 104,200円		
遠				<ul><li>・町民税所得割課税額 8,800円以下の世帯 年額 79,900円</li></ul>		
				- 年級 79,900円 ・町民税所得割課税額102,100円以下の世帯		
				年額 56, 100円 年額 56, 100円		
				他に単独事業補助金		
<u> </u>				保護者へ園児1人当り年額14,000円 40-		

協議事項	25-20 学校教育事業	関係項目 学校給食
調整の内容	8. 学校給食の調理施設(共同調理場、単独校)業務運営についておいて検討する。 9. 給食費は、当分の間現行どおりとし、新市において検討する。 10. 運営委員会は、旧市町の組織を継続し、それぞれの代表による	

	学校給食の現況						
町名	市区分	国分市	溝辺町	横川町	牧園町		
	調理施設 給食センター	該当なし	溝辺町学校給食センター	横川町学校給食センター	牧園町立学校給食センター		
	単独校	小学校11、中学校3(うち1 調理場、小中共同)	該当なし	該当なし	該当なし		
	調理方式	ドライ方式小学校 2 校、中学校 2 校、その他ウェットをドライ運用	給食センタードライ方式	共同調理場ウェット方式(ドラ イ運用)	共同調理場ウェット方式(ドラ イ運用)		
	食器の種類	温食器:PEN食器 その他食器:ポリカーボネート	ポリカーボネート (パン皿) メラミン (深皿) (浅皿)	PEN食器	ステンレス食器 PEN食器への変更を検討中		
	給食費 金額(月額) すべて年間11ヶ月分		小学校児童 3,500円 中学校生徒 4,200円	小学校児童 3,700円	幼稚園児 3,600円 小学校児童 3,700円 中学校生徒 4,300円		
3.	給食運営委員会	該当なし	溝辺町学校給食運営委員会 【委員構成】 各学校長及び給食指導係 各学校PTA会長 町学校保健会会長 学識経験者など	横川町学校給食運営委員会 【委員構成】 助役 町議会総務委員長 教育委員長 学校薬剤師 各小中学校長 各小中学校 P T A 会長	牧園町立学校給食運営委員会 【委員構成】 各学校長 行政機関の職員 関係団体の代表者 識見を有する者 その他		
4.	給食実施人員	小学校児童 4,277人	小学校児童 624 人 中学校生徒 326人	小学校児童 346 人 中学校生徒 192人	幼稚園児35人小学校児童487人中学校生徒290人計812人		

協議事項	25-20 学校教育事業   関係項目 学校給食
	8. 学校給食の調理施設(共同調理場、単独校)業務運営については、現行のとおり新市に引き継ぎ、方式等は新市において検討する。
調整の内容	9. 給食費は、当分の間現行どおりとし、新市において検討する。
	10. 運営委員会は、旧市町の組織を継続し、それぞれの代表による運営委員会連絡協議会(仮称)を組織する。

	学校給食の現況											
市 霧島町			隼人町		福山町		調整の具体的内容					
	調理施設							※学校給食の調理施設(共同調				
	給食センター	霧島町立学校給食センク	<b>y</b> —	隼人町立学校給食セン		福山町立学校給食共同	調理場	理場、単独校)業務運営につい ては、合併後も存続させ、新市				
	単独校	該当なし		該当なし		該当なし	<b>1</b> -	に引継ぎ検討する。				
	調理方式	共同調理場ドライ方式		共同調理場ドライ方式		共同調理場ウェット方: イ運用)	式(ドラ	※給食費は当分の間現行どおり とし、新市の給食運営委員会連				
	食器の種類	PEN食器		強化磁器、ポリカーボ ポリエチレンナフタレ		ポリカーボネイト		絡協議会(仮称)で検討する。 ※旧市町ごとの運営委員会をいずれかの形で継続し、それぞれ				
2.	給食費 金額(月額) すべて年間11ヶ月分	幼稚園児		幼稚園児 小学校児童		幼稚園児 小学校児童	3,000円	の代表者からなる「運営委員会 連絡協議会」(仮称)を新市に 組織する。				
	9个(年间11万月分	中学校生徒	,	小子仪元里  中学校生徒	,	中学校生徒	3, 300円	NULLINISK 7 · O o				
		霧島町学校給食運営委員 【委員構成】 教育委員長 教育長 関係各学校長 関係各学校PTA会長 町議会文教厚生委員長 所長 その他	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	隼人町学校給食運営委 【委員構成】 各小中学校長及び幼稚 各小中学校PTA会長 園) 医師会代表 町長、助役、総務課長 代表監査委員	園長 (各幼稚	福山町学校給食運営委 【委員構成】 町長 町議会産業教務委員長、 教育委員長、 親長 小中学校長及び幼稚 各小中学校、幼稚園 P 校医、薬剤輸代表、 会 学校養護教諭代表、 給	教委管理 園長 TA代表					
4.	給食実施人員	幼稚園児 小学校児童 中学校生徒 計	371人 246人	幼稚園児 小学校児童 中学校生徒 計	2,446人	幼稚園児 小学校児童 中学校生徒 計	84 人 499 人 342 人 925 人					

### 調理施設の状況

				給付対象校数		給食数 /		(合)	職員の配置								新規建設		
No. 市町名	方式	施設名称	幼稚園 小学校	小学校	中学校	和及数	/年(食)		職員総数	所長	に巨 事致職員	栄養職員	調理員 臨時職		配送員	特記事項	建 設 (年)	計画の	
			沙性图	小子仪	十子仪	幼	小	中	(人)	所 <b>長</b> 事務職	争伤啾貝	未養職貝	正規職員	臨時職 員等	能区貝	Į	(4-)	有無	
1	国分市	単独	国分北小		1			191		4			< 1 >	2	2		S61増築	S 4 6	
2	国分市	単独	青葉小		1			191		4			< 1 >	2	2			Н9	
3	国分市	単独	木原小・中		1	1		192		1				1				S 5 5	
4	国分市	単独	川原小		1			189		1				1			H4改修	S 3 7	
5	国分市	単独	国分小		1			190		4			< 1 >	2	2			S 5 9	
6	国分市	単独	向花小		1			190		2				1	1			H 1 4	
7	国分市	単独	上小川小		1			190		2				1	1			S 5 2	
8	国分市	単独	国分西小		1			194		6			< 1 >	3	3			S 5 7	
9	国分市	単独	平山小		1			190		1				1				S 4 7	
10	国分市	単独	塚脇小		1			188		1				1			H 2 補修	S 4 6	
11	国分市	単独	国分南小		1			188		4			< 1 >	2	2			H 1 3	
12	国分市	単独	国分中			1			192	4			< 1 >	2	2			S 5 6	
13	国分市	単独	国分南中			1			191	4			< 1 >	2	2			H 1 2	
14	国分市	単独	舞鶴中			1			191	4			< 1 >	2	2			H 1 5	
15	溝辺町	センター	溝辺町学校給 食センター	1	3	2	132	192	191	10	$\langle\!\langle  1  \rangle\!\rangle$	1	<1>	3	6			H 1 3	
16	横川町	ヒングー	横川町学校給 食センター		3	1		196	194	7	$\langle\!\langle  1  \rangle\!\rangle$	1	<1>		6			S 5 7	有
17	牧園町	センター	牧園町立学校 給食センター	2	6	1	169	193	193	11	$\langle\!\langle  1  \rangle\!\rangle$	1	<1>		8	2		S 6 0	有
18	霧島町	センター	霧島町立学校 給食センター	1	3	1	193	193	188	7	《1》	1	<1>		6			Н8	
19	隼人町	センター	隼人町立学校 給食センター	1	6	2	190	192	190	27	1	2	<3>		24	外部		H 1 2	
20	福山町	センター	福山町立学校 給食共同調理 場	2	2	2	195	195	195	10	《1》	1	< 1 >	大 <del>数</del> 本細 E	7	2		S 6 1	有

所長欄の《》書きは学校教育課長等兼務

栄養士欄の〈〉書きは県費栄養士

配送欄の「外部」は民間委託

職員総数欄は、兼務の学校教育課長、県費栄養士は含めない

児童・生徒数の推移

教育部会総務分科会

市町名		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
国分市	児童	4,014	4,037	4,029	4,092	4,085	4,161	4,173
	生徒	1,903	1,856	1,886	1,891	1,936	1,886	1,898
	小 計	5,917	5,893	5,915	5,983	6,021	6,047	6,071
	児童	566	564	574	575	577	596	617
溝辺町	生徒	294	293	288	278	282	268	260
	小 計	860	857	862	853	859	864	877
	児童	306	316	315	300	295	297	295
横川町	生徒	173	163	157	159	159	153	147
	小 計	479	479	472	459	454	450	442
	児童	425	409	405	395	362	347	331
牧園町	生徒	258	247	231	217	207	210	208
	小計	683	656	636	612	569	557	539
	児童	333	313	284	279	265	256	259
霧島町	生徒	218	205	195	177	168	156	138
	小 計	551	518	479	456	433	412	397
	児童	2,313	2,255	2,292	2,358	2,385	2,465	2,476
隼人町	生徒	1,161	1,142	1,154	1,112	1,097	1,053	1,060
	小 計	3,474	3,397	3,446	3,470	3,482	3,518	3,536
福山町	児童	465	446	413	377	365	336	301
	生徒	300	290	273	263	241	222	212
	小 計	765	736	686	640	606	558	513
	児童計	8,422	8,340	8,312	8,376	8,334	8,458	8,452
計	生徒計	4,307	4,196	4,184	4,097	4,090	3,948	3,923
	合 計	12,729	12,536	12,496	12,473	12,424	12,406	12,375

### 学校教育法(昭和22年法律第26号)

(学校の設置者)

- 第2条 学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人(以下学校法人と称する。)のみが、これを設置することができる。
- 2 3 略

(設置基準)

第3条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

(設置廃止等の認可)

- 第4条 国立学校、この法律によって設置義務を負う者の設置する学校…略…のほか、学校…略…の 設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞ れ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。
  - (1) 略
  - (2) 市町村の設置する…略…幼稚園 都道府県の教育委員会
  - (3) 略
- $2\sim5$  略

#### 学校給食法(昭和29年法律第160号)

(義務教育諸学校の設置者の任務)

第4条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

(国及び地方公共団体の任務)

- 第5条 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るように努めなければならない。 (2以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設)
- 第5条の2 義務教育諸学校の設置者は、その設置する義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設として、2以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設(次条において「共同調理場」という。)を設けること。

#### 先進事例

- · 日田市郡合併協議会(大分県)
- 1. 就学前教育について
- 1 私立幼稚園就園奨励費補助については、日田市の例により新市に引き継ぐ。 (理由)最も充実した日田市の補助制度を全市的に採用する。
- 2. 義務教育について
- 1 小中学校の通学区域については、新市において現状に即した形で見直しを行う。
  - (理由)通学区域については、基本的に現行どおりとし、旧市町村境界区域について見直しが必要な場合は、現状に即した形での見直しを行う。
- 2 小中学校の設置及び配置は、現行どおりとする。
  - (理由)合併に伴う通学条件の変更をきたさないよう合併時での学校統廃合は行わない。新市において必要に応じ、設置及び配置について検討する。
- 3 学校給食について
  - (1) 学校給食施設については、現行どおりとし、一食当り材料費・給食費算定方法については合併時に統一する。
  - (2) 運営協議会については旧市町村の協議会を継続し、それぞれの代表による全市一体となった連絡協議会を組織する。
    - (理由)学校給食については、搬送等の問題により現行の調理施設を利用する。一食当り材料費・給食費算定方法については、負担公平・一体性確保の原則により統一する。
- 4 小中学校の通学援助について
  - (1) 統合条件として現在実施されている助成制度については、現行制度を引き継ぎ、助成内容については新市において調整する。
  - (2) 遠距離通学補助については、現行制度を引き継ぎ、補助額については新市において調整する。
    - (理由) 学校の統廃合及び遠距離通学者の負担軽減のため設置された制度については、従来からの経緯や実情等を考慮し、合併により通学に伴う負担の増を招かないよう、現行制度を継続する。
- 東宇和・三瓶町合併協議会(愛媛県)
- 1 公立幼稚園については、当面現行のとおりとし、合併後、幼児教育の統一に向け、その調整に努める。
- 2 小・中学校については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 3 遠距離児童・生徒通学費補助及び就学費の援助については、合併時に新たに定める。
- 4 奨学金貸付事業については、合併時に統一の方向で調整する。ただし、合併前の貸付、償還については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 5 スクールバスの運行については、当面現行のとおりとし、合併後に随時調整する。
- · 高田郡六町村合併協議会(広島県)
- (1) 幼稚園については、原則として現行のとおり新市に引き継ぎ、幼稚園保育料、幼稚園保育料減免措置等については、合併までに調整する。
- (2) 就学指導委員会については、新市において新たに設置する。
- (3) 学校寄宿舎,学校林,教員住宅等については,原則として現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 就学援助費については、国の基準により統一する。
- (5) 遠距離児童生徒通学費補助については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。
- (6) スクールバスの運行については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (7) 学校教育関係補助金については、合併までに補助基準を統一し交付する。
- (8) 幼稚園・学校給食については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。

·石部 · 甲西合併協議会 (滋賀県)

#### (1)幼稚園

- ① 現行どおり施設、定数とも存続させる。
- ② 保育料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- ③ 就園奨励事業については、甲西町の例により、新市に引き継ぐ。
- ④ 私立幼稚園の保護者に対する補助については、甲西町の例により、新市に引き継ぐ。
- (2) 小·中学校
  - ① 現行どおり施設、定数とも存続させる。
  - ② 就学奨励補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
  - ③ 給食については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
  - ④ 英語指導助手の配置については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
  - ⑤ 教育相談事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編する。
- 仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会(秋田県)
- (1) 奨学金貸付事業については、現行制度をもとに、合併時に統一する。但し、合併前に決定を受けた者の貸付及び返還については、従前の例によるものとする。
- (2) 修学旅行助成事業については、合併時に統一する。
- (3) 国又は県が定める制度に基づき実施している事業については、その要綱に準拠しながら充実に努める。
- (4) 学校給食については、現行のとおりとする。
- (5) スクールバスの運行については、現行のとおりとする。
- (6) 遠距離通学費補助事業については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。